

# 令和3年度発注者支援業務等の契約手続きにおける主な変更点

R 2.1 1.3 0 九州地方整備局 技術管理課

- ・競争参加資格申請書の提出者に関する要件のうち、業務実績に関する要件に「行政事務補助業務」を追加。【公物管理補助業務】 <資料1 P36>
- ・配置予定管理技術者に対する要件のうち、予定管理技術者の資格等の「技術的行政経験」の経験年数を下記へ変更。【公物管理補助業務】 <資料1 P40,41>  
現行 25年以上 ⇒ 改定 20年以上
- ・配置予定管理技術者に対する要件のうち、予定管理技術者の資格等の「技術的行政経験」の対象機関に「中核市」を追加。【公物管理補助業務】 <資料1 P42>
- ・配置予定管理技術者に対する要件のうち、予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績を下記へ変更。  
【発注者支援業務】 <資料1 P44,45>  
現行 類似業務：公物管理補助業務（類する業務を含む。）  
⇒改定 同種業務：公物管理補助業務（類する業務を含む。）
- 【河川巡視支援、堰・排水機場管理支援】 <資料1 P46>  
現行 類似業務：発注者支援業務（類する業務を含む。）  
⇒改定 同種業務：発注者支援業務（類する業務を含む。）
- 【ダム管理支援】 <資料1 P46>  
現行 類似業務：発注者支援業務（類する業務を含む。）  
⇒改定 同種・類似業務：発注者支援業務（類する業務を含む。）
- ・担当技術者に対する要件のうち、予定担当技術者の資格等の「技術的行政経験」の経験年数を下記へ変更。【発注者支援業務・公物管理補助業務】 <資料1 P52,54,56,57,58,59,60>  
現行 10年以上 ⇒ 改定 5年以上
- ・担当技術者に対する要件のうち、予定担当技術者の資格等の「技術的行政経験」の対象機関に「中核市」を追加。【発注者支援業務・公物管理補助業務】 <資料1 P61>
- ・業務実績（競争参加資格確認申請者、配置予定管理技術者・担当技術者）及び手持ち業務（配置予定管理技術者）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等による影響を考慮。【発注者支援業務・公物管理補助業務】 <資料1 P67,68>

【発注者支援業務】とは、工事監督支援、技術審査、積算技術を指す。  
【公物管理補助業務】とは、河川巡視支援、河川許認可審査、ダム管理支援、堰・排水機場管理支援、道路許認可審査・適正化指導を指す。  
※用地補償総合技術業務は主な変更無し。